事務連絡

令和３年４月２０日

　建設業関係団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、

催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた

取組等に係る留意事項等、移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和３年４月１６日に開催された第６１回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において､まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、神奈川県、千葉県及び愛知県が追加され、４月２０日から５月１１日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～３のとおり、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、まん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る等留意事項等について依頼があり、さらに別添４のとおり、基本的対処方針において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされました。

そして、上記別添１～別添４により示された方針を受け、持ち回り開催された第２３回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「省対策本部」という。）において、別添５のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施して頂くとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」

（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和３年４月９日変更)

（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「テレワーク等の推進について」

（別添３）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる『ゴー

ルデンウィーク』に向けた取組等に係る留意事項等について」

（補足として、令和２年１１月１２日付、令和３年２月２６日付の催物の開

催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房コロナウイルス感染症対策推進

室長事務連絡を添付）

（別添４）移動の自粛に向けた呼びかけについて

（別添５）第２３回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示